### 神奈川県剣道連盟 各支部長殿

令和7年2月13日 神奈川県剣道連盟

### < 剣道 (級・段・称号) 審査関係について >

1.	剣道<級審査>に関して			
	全剣連 剣道級位審査規則			P 1
0				
2.	剣道<段審査>に関して	Latel N		
	全剣連 剣道段位審査規則(打			P 2
	神奈川県昇段審査会 学科問	題・日程(初段〜	五段)	P 4
	受審理由書	(前段を他府県で耳	対得した方)	P 6
	申し込み短冊 ①様式	(初段 ~ 五段)		P 7
	申し込み短冊 ②様式	(六段 ~ 八段 ·称	号)	P 8
	四段•五段 特別推薦書			P10
	申し込み連名簿			P11
3.	剣道<称号審査>に関して			
	全剣連 剣道称号審査規則(打	<b>友粋</b> )		P 12
	称号 神奈川県審査会 受審要	要項		P 13
	剣道錬士・教士審査会 受審問	申告書(県剣連会長	長宛)	P 15
	教士受審申請書(本人用)			P 16
	錬士受審申請書(本人用)		全剣連提出書類	P 17
	錬士受審申請書(本人用)特	例錬士用	につき ページNo. は未記入です	P 18
	錬士候補推薦書 特例	例錬士用		P 19
4.	審查関係金額(審查•登録料)			P 20
5.	審查関係 各種書類発行・振込	み先		P 22

級位審査規程(昭和51年4月1日)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 財団法人全日本剣道連盟(以下「全剣連」という。)は剣道の理念及び全剣連の 寄付行為に基づき、級位の審査及び授与について定める。

(級位及び付与基準)

- 第 2 条 級位は、一級から三級までとする。ただし、全剣連の加盟団体(以下「加盟団体」という。)が、四級以下の級位を定めることを妨げない。
  - ② 級位は、剣道称号・段位審査規則(平成12年4月1日施行)に規定する初段の基準に依拠するものとし、剣道の基本を修習し、技倆相当なる者に与えられる。

(加盟団体による審査等)

- 第 3 条 級位の審査及び授与は、全剣連会長が加盟団体に委任して行う。ただし、 加盟団体が、当該加盟団体に登録する団体に委任することを妨げない。
  - ②前項の審査及び授与は、この規則によるほか、別に定めるところによる。

(受審資格)

- 第 4 条 級位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員でなければならない。
  - ② 前項に規定するもののほか、級位の受審資格は、加盟団体の定めるところによる。

(審査方法等)

- 第 5 条 一級から三級までの審査は、別に定める実技について行う。
  - ② 前項に規定するもののほか、級位審査の方法及び運営並びに級位の授与(証書の授与含む。)及び登録は、加盟団体の定めるところによる。
  - ③ 級位の審査料及び登録料は、加盟団体の定めるところによる。

附則

(施行期日)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

#### 級位審査実施要領

剣道級位審査規則第5条第1項の「実技」は、次の各号で定めるところにより 行うものとする。

1 — 級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から9まで」

2 二 級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から6まで」

3 三 級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から4まで」

#### 級・審査会での

『木刀による剣道基本技稽古法』の導入について

「3級以上の級審査」での『木刀による剣道基本技稽古法』は 平成22年4月から実施になりました。

#### 「級・審査会」実施の際の『稽古法』について

- 1、 三級は、基本1~4まで。
  - 二級は、基本1~6まで。
  - 一級は、基本1~9までの全てを行わせてください。
- 2、 その際、初段審査を前にして、今まで同様「日本剣道形」も行わせるかどうかは、 支部の実情で決めて構いません。
- 3、 座礼は省略して、立礼から始め立礼で終了して構いません。
- 4、 何組で行うかは、会場の広さと受審者数の兼ね合いです。しかし、安全上、隣の人と 十分な間隔を確保する。また審査員や立会い係の目が行き届く範囲で 行うことなどに留意をしてください。
- 5、 実技審査合格者のみでなく、受審者全員に行わせて構いません。
- 6、 「元立ち」「掛かり手」を明確に指定して、間違える人が出ないよう、配慮して ください。
- 7、 指定された「元立ち」「掛かり手」どちらか片方を行わせ、終了させて構いません。
- 8、 「各基本技」が始まる前に、係員が大きな声でその内容を告げて、間違えた人による危険性が生じないよう、配慮をしてください。

#### 例えば.

『基本1、1本打ちの技、「面」「小手」「胴」「突き」』と告げてから始めさせる。 その告知内容は、『稽古法』解説書の5頁にある<2、構成>の内容が適切です。

9、 木刀は、多数の準備がされている支部は、それを貸し与えて結構ですが、子供や 初心者に「竹刀は日本刀」であるとの観念を持たせるためにも、自分に合った木刀を 準備させるのがよいでしょう。

その他、不明点がありましたら、お問い合わせください。

- \*『稽古法』の写真付き解説書、及びDVDが全日本剣道連盟から出ています。 個人で直接、全剣連からインターネット購入が出来ます。
- \* パソコンで、『木刀による剣道基本技』と打ち込み、【検索】をクリックすると、 YouTubeに収録されている動画が見れます。

#### 剣道段位規則(抜粋)

#### 「受審資格」

第16条 段位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、 次の各号の条件を満たさなければならない。

1 初段 一級受有者で、審査当日満13歳以上の者

2 二段 初段受有後1年以上修行した者

3 三段 二段受有後2年以上修行した者 ①様式短冊

4 四段 三段受有後3年以上修行した者

5 五段 四段受有後4年以上修行した者

6 六段 五段受有後5年以上修行した者

7 七段 六段受有後6年以上修行した者 ②様式短冊

8 八段 七段受有後10年以上修行し、

年齢46歳以上の者

- ② 次の各号のいずれかに該当し、加盟団体会長が特設の事由があると認めて許可した者は、前項の規程かかわらず当該段位を 受審することができる。
  - 1 二段ないし五段の受審を希望し、次の年齢に達した者

受審段位	年齢
二段	35歳
三 段	40歳
四段	45歳
五 段	50歳

2 初段ないし五段の受審を希望し、次の修行年限を経て、 <u>特に優秀と認められる</u> \*全剣連より各都道府県剣道連盟に 通知ある者

	700 TO TO
受審段位	修行年限
初 段	一級受有者
二段	初段受有後3ヶ月
三 段	二段受有後1年
四段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

#### 細 則(抜 粋)

#### 「段位の受審資格」

第14条 規則第16条第1項第1号の「一級受有者」とは、級位審査規程により 一級に合格した者をいう。

- ② 規則第16条第2項第1号の「特段の事由」とは、当該段位相当の付与基準に 達していると認められるもかかわらず、国外に居住したなどの事情により、 受審することができなっかたような場合をいう。
- ③ 同号の受審者は、希望する段位を限定して受審するものとし、同時に複数の 段位を受審することはできない。
- ④ 前項の審査は、受審した段位についてのみ合否を決定するものとする。
- ⑤ 規則第16条第2項第2号の「特に優秀と認められる者」とは、全国規模の 大会および加盟団体が主催する大会等で抜群の成績を収め、かつ、 技儞が当該段位に匹敵するに十分と認められる者をいう。
- 6 規則第16条第2項第1号および第2号の受審は、当分の間1回限りとする。
- ⑦ 規則第16条第2項第3号に定める修業年限は、本人の有利となるように 起算するものとする。

#### 〈修行年数〉

次段を受審する場合、現段位受審地と異なった受審地で受審すると修行年数不足となる場合があります。確認してください。

### 令和7年度審査(前期・後期)

### <剣道段審査 学科試験問題>

#### く提出>

各自が事前に解答を記入した 「答案」 を持参し、実技審査合格後に受審者番号を記入して 審査員に提出する。

									1												
			初	段		令	fП	4	爰	•	学	斜	试	负名	斧	ឤ	紙	i			
						受	審	年月								J	月	E	1		
	受			号																	
		1	•	あた	ふた	か	- 11	剣江	直を	: 始	לאו	た!	里日	1]	を	書き	きた	さ	V,	D	
				•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		•	•	•
	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
				•		•	•		•	•		•	•		•		•			•	•
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
5																					
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	l.																				
		-	•							Ī											Ī

<書ききれない場合は 「裏面」に書いて下さい>

用紙サイズ : A 4 縦 297mm × 横 210mm

#### <注意事項>

- 「1」解答を記入した「答案1枚」を審査会当日持参する。
- 「2」解答用紙は、原則として神奈川県剣道連盟のHPに 掲載されている学科問題をダウンロードしたものとする。 用紙サイズは、A4とする。
- 「3」答案用紙の上部(用紙の一番上)に 「受審段位」 「氏名」を記入し、その横に当日「受審者番号」を記入する
- 「4」黒鉛筆・黒ボールペンを使い自筆とする。 パソコンで作成又は、コピーした答案は無効とする。
- 「5」実技審査合格者発表後に提出できない場合は 「不合格」とする。
  - ・合否の判定は 「形審査終了後」 に発表する。

7年度 記

#### 令和6年度:初段

あなたが「剣道を始めた理由」を簡単に書きなさい。 (3行以上は書いてください)

#### 7年度

#### <u> 令和6年度:二段</u>

- 「間合」について説明しなさい。 (二・三段共通問題)
- 日本剣道形で使われている「五つの構え」について書きなさい。

#### 7年度

### <del>令和<del>6年度</del>:三 段</del>

- 「間合」について説明しなさい。(二・三段共通問題)
- 日本剣道形を実施するときの「足さばき」で気を付けることを書きなさい。

#### 7年度

#### <u> 令和<del>6年度</del> : 四 段</u>

- 「正しい鍔ぜり合い」について説明し、「指導上の留意点」を述べなさい。(四・五段共通問題)
- 「稽古の意義」について述べなさい。

#### 7年度

#### <u> 令和6年度 : 五 段</u>

- 「正しい鍔ぜり合い」について説明し、「指導上の留意点」を述べなさい。(四・五段共通問題)
- 「審判員の心得」について述べなさい。

#### ※ 社会体育指導員認定者は 五段の学科試験は免除

答案提出時 <認定書のコピー> に<受験段位 ・受験番号>を記入して提出する。

# 令和7年度 前期 審査会

地区	日 程	場所
相模原	令和7年4月6日(日)	相模原ギオンアリーナ
横浜	令和7年4月12日(土)	神奈川県立武道館
川崎	令和7年4月13日(日)	幸スポーツセンター
湘南	令和7年5月11日(日)	シンコースポーツ寒川アリーナ
小田原	令和7年5月18日(日)	小田原スポーツ会館
横須賀	令和7年8月11日(月)	横須賀市南体育会館
四、五段	令和7年5月25日(日)	神奈川県立武道館
神奈川県 称号審査	令和7年9月13日(土)	神奈川県立武道館

# 令和7年度 後期 審査会

地区	日 程	場所
川崎地	令和7年10月19日(日)	多摩スポーツセンター
相模原	令和7年11月2日(日)	相模原ギオンアリーナ
湘南	令和7年11月9日(日)	シンコースポーツ寒川アリーナ
小田原	令和7年11月16日(日)	小田原スポーツ会館
横浜	令和7年12月14日(日)	神奈川県立武道館
横須賀	令和8年2月11日(水)	横須賀市北体育会館
四、五段	令和7年11月23日(日)	神奈川県立武道館
	令和8年2月15日(日)	神奈川県立武道館
神奈川県 称号審査	令和8年2月7日(土)	神奈川県立武道館

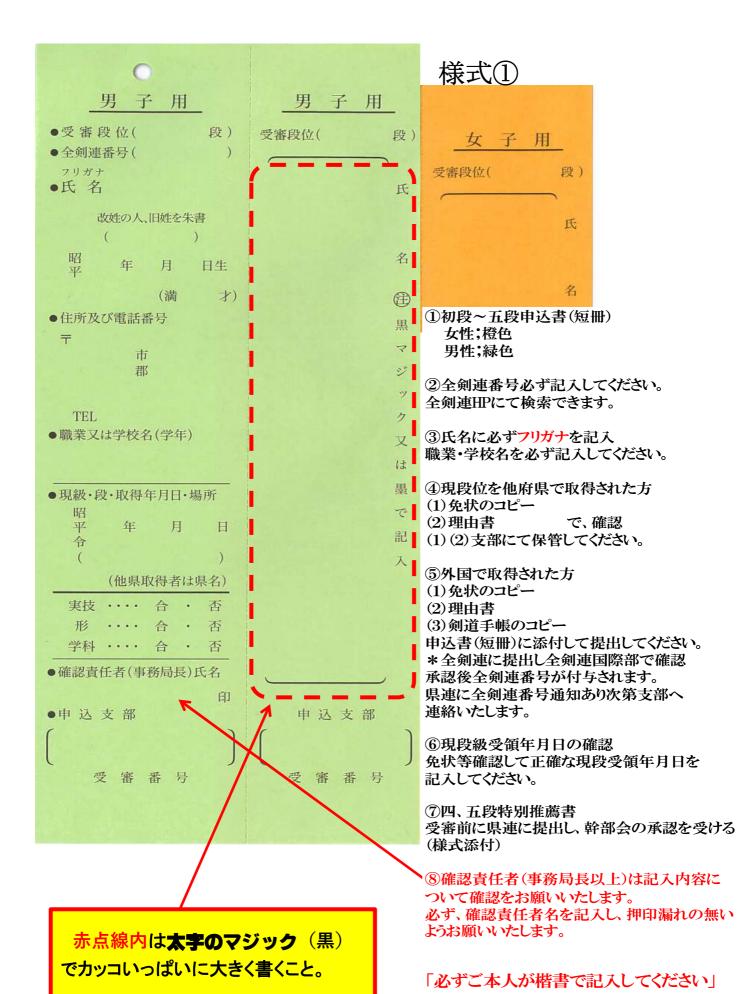
### 理由書 (前段を隣県で取得した者のみ)

全日本剣道連盟から、「越境受審の禁止」について厳達がきております。特に前段を隣県で取得している者の中に多くみられる為、全剣連では前段の隣県取得者については厳しく調査され、これが越境受審で合格したとみなされた場合、取消処分にされています。 従って今回も合格者段位登録申請書が全剣連へ到着次第、隣県関係にある者については、その理由について受審を受理した県へ照会してまいります。 その際すぐ回答できるよう、下記項目の(カッコ)内へ該当事項を正確に記入しておいてください。

記

	1 今回の受審日・受審番号 (平・令 年 月 日	畨 )
	2氏名 ( )	
	3 生年月日(昭•平 年 月 日)	
	4 現住所 (〒	)
	5 電話番号( ) 携帯番号(	)
	6 現勤務先(学生は学校名)の名称 ( 所在地(〒	)
	7 同上電話番号 ( ) (内線 (不明の場合省略可)	)
	8 主たる剣道の活動場に於ける指導の先生、又は責任者名 ( )	
Α	前段取得時以降、住所又は勤務先、学校の変わった者のみ記入する。 1 前段取得時の住所 (〒)	
	2 前段取得時の勤務先、学校の名称 ( 所在地(〒	)
	3 前段取得当時の住所から現住所へ移転した者 (昭・平・令 年	月頃転居
	4 同じく勤務先、学校を転勤、転校した者 (昭・平・令 年 月頃	[移転)
	5 変更の理由	

- B 前段を他県で取得し、その後住所や勤務先、又は学校の変更も無く本県で受審 した者のみ記入する。
  - 1 本県での受審理由

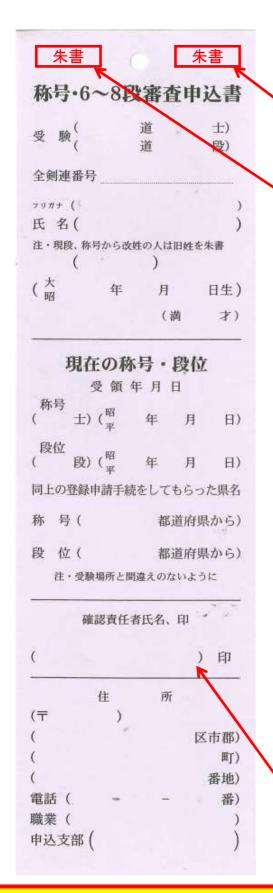


それ以外の筒所は

ボールペン(黒)で楷書で書くこと。

右 氏名は太字の黒マジックで記入してください。

左ボーールペンで記入してください。鉛筆は不可です。



朱書きの箇所は**ボールペン**(赤)で、 それ以外は、

ボールペン(黒)で楷書で書くこと。

### 様式②

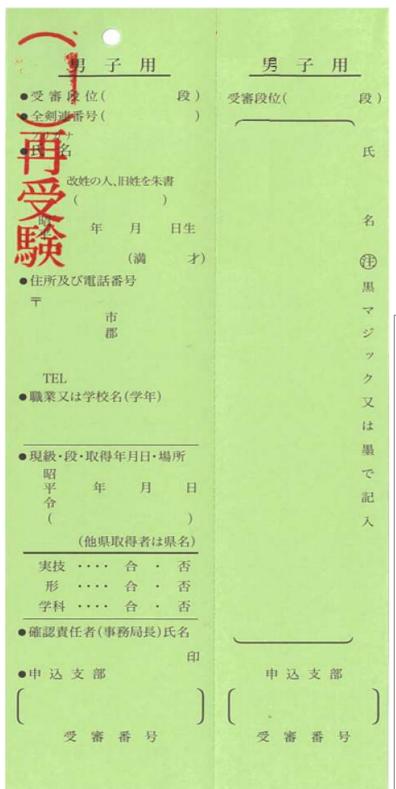
(高段者用申込書短冊)

- ①受審地記入 六、七段の申込時、受審地を必ず 朱書きしてください 例、東京、愛知、京都
- ②受審日記入八段の申込時、受審日を必ず朱書きしてください。例;①×月×日②×月×日
- ③全剣連番号必ず記入してください。 全剣連HPで検索できます。
- ④氏名に必ず<mark>フリガナ</mark>を記入して ください。
- ④現段位を他府県で取得された方
- (1)免状のコピー
- (2)理由書
- で、確認
- (1)(2)支部にて保管
- ⑤外国で取得された方
- (1)免状のコピー

連絡いたします。

- (2) 理由書
- (3)剣道手帳のコピー 申込書(短冊)に添付して提出してください。 \*全剣連に提出し全剣連国際部で確認 承認後全剣連番号が付与されます。 県連に全剣連番号通知あり次第支部へ
- ⑤現段,称号受領年月日の確認 免状等確認して正確な現段、 称号受領年月日を記入。
- ⑥確認責任者(事務局長以上)は記入内容について確認をお願いいたします。 必ず、確認責任者名を記入し、押印漏れの無いようお願いいたします。

「必ずご本人が楷書で記入してください」



### 形•学科再受審

受審者は申込み時、 必ず仮合格証「(形又は学)再受験」 押印のものを 短冊に添付して申込みをしてください。

支部受付者は短冊、仮合格証を確認をし、 短冊に「( ) 再受験」の判を 左記の様に押印し [形]又は[学]を記入してください。 その際、左側の全剣連番号等に判が かからないよう注意をしてください。



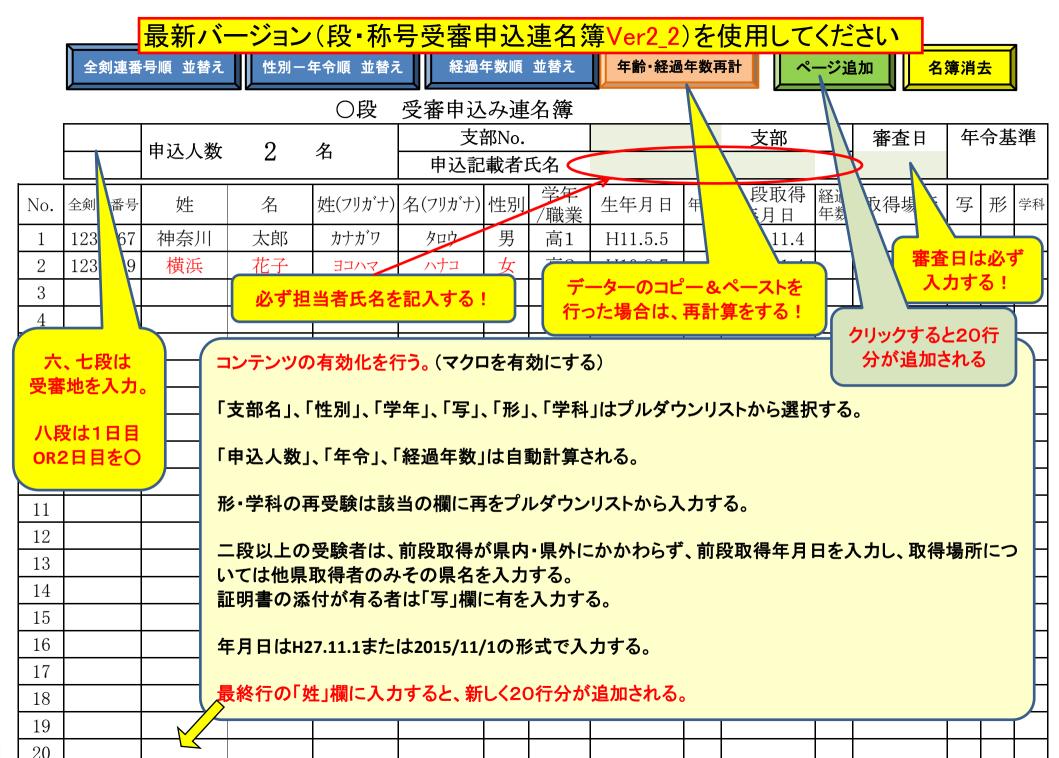
	支部
会長	印

下記の者は、当支部発展の為多大なる貢献をしておりますので、ここに特別推薦するものです。

< 四段·五段 審査会 特別推薦書 >

受審段位	段							
氏 名		•		(男	· 女)	(全剣連番号	:	. )
生年月日	昭・平 年	月	В	(	才)	(職業	•	)
現住所	₹				v	電話:携帯:		
前段取得	昭・平二年	月	日	取得	場所:	,,,,,,		
受審回数	回							
県・支部に対 する貢献度						,		
推薦理由	,	ú						,

- \* 推薦人員は、四・五段を含めて(川崎支部:3名以内 横須賀支部:2名以内 他は:1名)
- \* 特別推薦に適格者を認められない場合は無理に推薦しない。
  - ① 県・支部にどのような貢献をどれほどしたか。具体的に記入して下さい。
  - ② ただ熱心によく稽古しているだけでは推薦の理由とならない。



#### 細 則 (抜粋)

#### 「審査員の青務」

第7条 審査員は、審査に当たり、いかなる称号、段位においても、常に 厳正、適正、かつ公平であらねばならない。

審査員は、その任務の重要性を自覚し、審査の信用を傷つけ、また 不名誉となる行為をしてはならない。

#### 「審査員の青務」

第6条の2 審査は、規則第7条の責務を全うするため、その公正、公平を 疑われるような、いかなる言動も慎まなければならない。

- 審査員は、何人を問わず審査に支障をおよぼすおそれがあると疑われる いかなる財産上の利益の供与、若しくは供応接待を受けてはならない。
- 審査員は、審査に利害関係を有する者と審査に公正が疑われるような方法で 接見または交信してはならない。
- 審査員は、いかなる審査会においてもみだりに他の審査場に出入りし、 また他の審査員に対し特定の受審者を益しまた害するごとき言動を してはならない。
- 審査員は、審査に際し、合格または不合格の意思を表明しなければならない。

第2章 称号の審査

#### 「付与基準」

「称号の付与基準」

第8条 - 称号は、錬士、教士、および範士とし、それぞれの次の各号の基準に 第7条 規則第8条に定める付与基準は、剣道称号・段位審査実施要領(以下 該当する者に与えられる。

「実施要領」)を参考にする。

- 1 錬士は、剣理に錬達し、識見優良なる者
- 2 教士は、剣理に熟達し、識見優良なる者
- 3 節士は、剣理に通暁、成熟し、識見卓越、かつ人格特操高潔なる者

#### 「受審資格」 様式短冊②に記入

笙9冬 称号を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の 各号の条件を満たさなければならない。

- 1 錬士 六段受有者で、六段受有後、別に定める年限を経過し、加盟 団体の選者を経て、加盟団体会長より推薦された者。
- 2 教士 錬士七段受有者で、七段受有後、別に定める年限を経過し、 加盟団体の選考を経て、加盟団体の会長より推薦された者。
- 3 節士 教士八段受有者で、八段受有後、8年以上経過し、加盟団体の 選者を経て、加盟団体会長より推薦された者、ならびに全剣連会長が 適格と認めた者。
- 五段受有者で、加盟団体の選考において、第8条第1号の基準に達して いると認められ、特に加盟団体会長より推薦された者は、前項第1号の 規程にかかわらず、錬士の称号を受審することができる。

#### 「称号の受審資格」

第8条 規則第9条第1項第1号の「別に定める年限」は、当分の間1年とする。

- 同項第2号の「別に定める年限」は、当分の間2年とする。
- 同条第2項に定める錬士の称号を受審することができる資格は、五段受有後 10年以上を経過し、かつ、年齢60歳以上とする。

### 神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士)申請資格 受審要項 (一部改定)

### \* 受審規程の実施期間は 令和7年9月~令和8年2月 までとする。

#### <剣道 錬士・教士 審査受審規程>

	<神奈月	川県剣道連盟	審査規程 >			<全剣連>				
称号	受審資格	受審日以前 剣道手帳	受審日以前 〔2年間〕 に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、 剣道手帳に規程回数の受講印のある者 (錬士・教士 共通)							
421. 43	文 街 貝 竹	日本剣道形 講習会	審判法 講習会	指導法 (合同稽古会)	審判経験 指導歴	審査規程				
	六段取得後 1年 を経過した者	2 回以上	2 回以上	2 回以上		論文提出				
錬士	<特 例> 五段取得後 10年 を経過 年令 60才以上の者	2 回以上	2 回以上	2 回以上	無し	<b>州人</b> 灰山				
	六段 取得後 1年 を経過した者で、 全剣連 社会体育指導員資格(中、上級)認定者	< 免 除 >	2 回以上	2 回以上		論文提出 <免 除>				
	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過した者	2 回以上	2 回以上	2 回以上	「指導歴」	学科試験				
教士	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過し、 全剣連 社会体育指導員資格認定者			社会体育上級 <免 除>						

#### ※ 受審申告書に支部長の承認を受ける

### <神奈川県称号審査会(剣道 錬士·教士) 審査項目·講習会>

区	分	日本剣道形	審 判 法	講習	会(座学)
錬	士	(打太刀・仕太刀)両方を行う	(主審:1回)(副審:2回)を行う	全剣連審査に 向けての講習を	社会体育(中·上級)認 定者 <免 除>
教	士	指定された何本目かを 解説しながら行う	(主審:1回)(副審:2回)を行う	全員受講	社会体育(上級) 認定者 <免 除>

神奈川県称号審査会 (剣道 錬士・教士) 要項 (一部改定)

\* 受審規程の実施期間は 令和7年9月~令和8年2月 までとする。

### 錬士号

#### 受審資格

◎ 六段・七段受有者で 取得後 1年 を経過した者

受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し①~④の条件を満たしていること

- 日本剣道形
- 2回 以上 但し、社会体育指導員(中級・上級)認定者は <出席免除>
- ② 審判法 2回 以上
- ③ 指導法(合同稽古会) 2回 以上
- ④ 審判経験
- 無し
- ◎ 五段受有者で、五段取得後 10年以上 経過し 年令 60才以上 の者 受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し①~④ の条件を満たしていること
- ② 六段・七段取得後 1年 を経過した者で、全剣連社会体育指導員資格 (中級・上級) 認定者は 全剣連の<小論文提出>が免除されます。 但し、②~④ の条件を満たしていること

### 神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 打太刀・仕太刀 両方 を行う。
- ③ 講習会(座学:全剣連の称号本審査に提出する「小論文」作成方法について(当日開催)

社会体育指導員資格(中級・上級)認定者を除く全員出席のこと

※ 受審申告書に支部長の承認を受ける

### 教士号

#### 受審資格

◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過した者

受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し①~④の条件を満たしていること

- 日本剣道形
- 2回 以上 但し、社会体育指導員(中級・上級)認定者は <出席免除>
- ② 審判法
- 2回 以上
- ③ 指導法(合同稽古会) 2回 以上
- ④ 指導歴を記入
- ② 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過し、全剣連社会体育指導員資格(上級)認定者は 全剣連の「学科試験」が免除されます。 但し、②~④ の条件を満たしていること

#### ※ 受審申告書に支部長の承認を受ける

### 神奈川県 審査会

審判実技 : 主審1回 ・ 副審2回 を行う。

② 日本剣道形 : 形の何本目かを指定し、解説・実施させる。

③ 講習会(座学:全剣連の称号本審査に向けての 学科試験の取り組み方について(当日開催)

社会体育指導員資格(上級)認定者を除く全員出席のこと。

令和 年 月 日受審者 印

## 剣道 錬士・教士 称号審査会 受審申告書

(錬士・教士 ○印を記入)

「剣道手帳」に捺印されている「講習会出席印」の コピー を添えて申告いたします

全剣連番号:

生年月日: 昭·平 年月日( 才)

現段位取得日 : 段 昭·平·令 年 月 日 登 録 都 道 府 県 錬士号取得日 : 昭·平·令 年 月 日 登 録 都 道 府 県

◎ 受審申し込み以前 2 年間 の講習会受講状況

剣道形 : ( <mark>1世</mark> 以上)	平•令	年	月	日(	主催)	平•令	年	月	日(	主催)
(主)	平•令	年	月	目(	主催)	平•令	年	月	日(	主催)
審判法 :	平•令	年	月	日(	主催)	平•令	年	月	日(	主催)
審判法 : ( <del>1回</del> 以上)	平•令	年	月	日(	主催)	平•令	年	月	日(	主催)
指導法 :	平•令	年	月	日(	主催)	平•令	年	月	日(	主催)
指導法 : ( <del>1回</del> 以上)	平•令	年	月	日(	主催)	平•令	年	月	⊟ (	主催)

◎ 指導状況(教士受審者のみ記入)

 指導場所名称:
 対象 小・中・高生・一般 週 回 月 回

 指導場所名称:
 対象 小・中・高生・一般 週 回 月 回

◎ 全剣連(社会体育指導員 中級以上) 認定証のコピーを添付して下さい

 平·令
 年
 月
 日(
 認定)

 平·令
 年
 月
 日(
 認定)

上記内容を承認します

支部剣道連盟会長

氏名

申請	番号	全剣連称号・段位様式第 4 号 令 和 年 月 日					
	*都道府県剣道道 *申請番号は若年 剣 道 居合道						
	杖 道	※ 試験会場					
*該当	するものに○印をす						
※社会体育上級認定者(追認者除く)は 上記試験会場の記入は不要。							
		(申請都道府県剣道連盟) 神奈川県 剣道連盟					
		道連盟称号・段級位審査規則[第11条第1項]に基づき、 を受審いたしたく下記申請いたします。					
		記					
		フ リ ガ ナ フリガナ					
1	受審者氏名	印 (旧姓)					
2	生年月日	年 月 日 生 年齢 満 歳					
3	性別	男・女					
4	取得称号・段位 取得 年 月 登 録 県 名	称 号 錬 士 段 位 段     顔写真を貼ってから提出してください(3 cm×4 cm)					
5	全剣連番号	(3 cm × 4 cm)					
6	住 所	<b>一</b>					
7	電話番号	携帯番号					
8	職業	現職 前職					
9	全剣連社会体育 上級認定年月	平・令 年 月 認定 ※上級認定者のみ記入					
[剣	歴]※居合道は居行	今道歴、杖道は杖道歴を記入する。					

申請番号	

- \*都道府県剣道連盟で記入する。
- \*申請番号は若年順に記入する。
- 1. 剣 道
- 2. 居合道

### 錬士 受審申請書(本人用)

- 3. 杖 道
- \*該当するものに○印をする。

# (申請都道府県剣道連盟) 神奈川県 剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第1項]に基づき、 道 錬士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

		フリガナ フリガナ
1	受審者氏名	印 (旧姓)
2	生年月日	年 月 日 生 年齢 満 歳
3	性 別	男・女
4	取得称号・段位 取得 年 月 登 録 県 名	段 位     段       年 月     登録県名
5	全剣連番号	
6	住 所	〒
	4	
7	電話番号	携带番号
8	職業	
9 **	全剣連社会体育 中級認定年月 (認定者のみ記入。	平

### 特例錬士

- 1. 剣 道
- 2. 居合道
- 3. 杖 道
- \*該当するものに○印をする。

### 錬士 受審申請書(本人用)

(申請都道府県剣道連盟)

剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第2項(五段受有者)]に 基づき、 道錬士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

		пL	
		フ リ ガ ナ	フリガナ
1	受審者氏名	印	(旧姓)
2	生年月日	年 月 日生	年齢満 歳
3	性別	男 · 女	
4	取得 段 位 取得 年 月 登 録 県 名	段     位     五     段       年     月       登録県名	
5	全剣連番号		
6	住 所	Ŧ	
7	電話番号	携带番号	
8	職業		
9	賞罰の有無		
10	全剣連社会体育 中級認定年月 ※認定者のみ記入。	平・令 年 月 認定	

全日本県剣道連盟 会長 網代 忠宏 殿

### 特例錬士

1. 剣 道

神奈川県 剣道連盟

2. 居合道

3. 杖 道

囙

\*該当するものに○印をする。

### 錬士候補者推薦書

今般、下記の者を全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第2項(五段受有者)]に基づ き錬士候補者として特に推薦いたしますので、審査願います。

w m							
フリガナ						全剣連番号	
氏 名						性別	[職業]
生年月日		年	月	日満	歳	男・女	_
本籍							
							[連盟役員]
	〒						
現住所					·	***************************************	[最終学歴]
五段取得				五段取得			
年月日	年	月	日	剣道連盟			
[職 歴]							
						•	
FAIL EST				37			
[剣 歴]							
	<i>X</i> -+: ¬			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
[斯道への功	領」						
,							
					•		
					•		
	22 V H+√+; 2	saew		***************************************			
[剣連認定講	省会美績」						
「推薦の特別	か理由〕						\frac{\frac{1}{2}}{2}

◎楷書・箇条書で正確にこの用紙内に記入してください。

# 審查関係 受審料

### 審査料

段位	本人支出額	内	支部交付金		
称号	华八文田俄	全 剣 連	県 剣 連	文的文刊並	
初 段	5,000		3,500	1,500	
二 段	6,000		4,500	1,500	
三 段	7,000		5,500	1,500	
四段	12,000		9,000	3,000	
五 段	14,000		11,000	3,000	
六 段	16,000	6,000	7,000	3,000	
七 段	18,000	7,000	8,000	3,000	
八段	21,000	8,000	9,000	4,000	
錬 士	17,000	7,000	8,000	2,000	
教 士	24,000	10,000	10,000	4,000	
範 士					

注)県称号審査会の審査料は(県剣連+支部)です。 合格された方は当日会場で全剣連審査料をお支払いください。

### 再受験料(前回の審査で学科・剣道形の不合格者)

初	段	3,000		1,500	1,500			
<u> </u>	段	4,000		2,500	1,500			
三	段	5,000		3,500	1,500			
四	段	8,000		5,000	3,000			
五.	段	9,000		6,000	3,000			
六 七 八	段段段	・ <mark>剣道六段〜八段</mark> (実技合格・剣道形不合格)の方の再受審は、 全剣連より本人へ直接連絡があります。 ・居合道,杖道の再受審制度はありません。						
錬教範	士 士 士	・錬士、範士の再受審制度はありません。 ・教士の学科試験で不合格となった科目の再受験については、全剣連より本人へ直接連絡があります。						

# 段位、称号 登録料

段位			内 訳			ᆣᇸᅩᇉᆺ
称号		本人支出額	全 剣 連	県	連	支部交付金
初段	69歳以下	7,300	2,300	<b>)</b>	3,500	1,500
100 100	70歳以上	3,650	1,150	) [	1,750	750
二段	6 9 歳以下	9,000	3,000	)	4,500	1,500
_ X	70歳以上	4,500	1,500	)	2,250	750
三 段	6 9 歳以下	11,000	4,500	) <u> </u>	5,000	1,500
_ X	70歳以上	<b>5,</b> 500	2,250	)¦	2,500	750
四段	69歳以下	17,000	6,000	) :	8,000	3,000
日权	70歳以上	8,500	3,000	)	4,000	1,500
五段	69歳以下	23,000	9,000	)	11,000	3,000
т 1	70歳以上	11,500	4,500	)	<b>5,5</b> 00	1,500
六 段	69歳以下	39,000	22,500	) <u> </u>	13,000	3,500
八权	70歳以上	19,500	11,250	) <u> </u>	<b>6,5</b> 00	1,750
七段	69歳以下	59,000	37,500	) i	17,500	4,000
	70歳以上	29,500	18,750	) <u> </u>	8,750	2,000
八段	69歳以下	92,000	52,500	) į           ;	34,500	5,000
八权	70歳以上	46,000	26,250	) [	17,250	2,500
錬 士	69歳以下	57,000	30,000	) !	20,000	7,000
** T	70歳以上	28,500	15,000	) [	10,000	3,500
教士	69歳以下	72,000	45,000	)	20,000	7,000
<b>秋</b> 工	70歳以上	36,000	22,500	)	10,000	3,500
範士	6 9歳以下	110,000	75,000	) :	24,000	11,000
範 士	70歳以上	55,000	37,500	)	12,000	5,500

電話: 045-321-6175

FAX: 045-321-6176



7031849 末尾(1)は不要

カナガワケンケンドウレンメイ

口座番号

口座名

70318491

 神県連
 号

 令和
 年
 月

 日

# 神奈川県剣道連盟 会長 幸野 實 殿

1.剣道 剣道連盟

2.居合道

3.杖道 \*該当するものに○印をする。

会長

囙

# 免状再交付願い

下記の者につき免状の再交付をお願いいたします。

フリガナ 1氏 名

2生年月日(大•昭•平) 年 月 日

3 称 号、段 位 取 得 年 月 日

( ) 称号 士 (昭·平·令) 年 月 日

( ) 段位 段(昭·平·令) 年 月 日

(再発行希望するに方に○印を記入)

(右詰めで記入)

5 住 所 〒

電話番号

6 備 考